

消火器に関する Q & A

Q 1 : 戸建住宅には消火器の設置義務がありますか？

A 1 : 戸建住宅に消防法による設置義務はありません。ただし、店舗併用住宅等の場合、設置義務がある場合があります。万が一に備え、戸建住宅に自主的に設置する場合は、住宅用消火器をお勧めします。

Q 2 : 蓄圧式と加圧式の消火器はどう違うのか？

A 2 : 消火器を噴射する際に使用する加圧ガスの封入方法が違います。加圧式は、消火器本体には加圧せず、消火器内に設置された別容器（加圧用ガス容器）に加圧ガスが封入されています。一方、蓄圧式は、消火器容器自体に加圧ガスを封入しているため、常時容器内に圧力がかかっています。蓄圧式は、消火器本体のレバー付近に圧力計が必ず設置されているので見分ける際のポイントとしてください。

新規格の消火器は、ラベル表示内に「加圧式」、「蓄圧式」と区別できるよう表示が義務付けられています。

Q 3 : 旧型消火器はいつまで使えるのですか？

A 3 : 平成 24 年 1 月 1 日に旧型式の消火器は型式失効します。この日以降、旧型式の消火器を新規に設置することはできません。

なお、既設の消火器については、特例として令和 3 年 12 月 31 日まで設置が可能です。この期間内に既設品から全て新型の消火器へ交換してください。

Q 4 : 製造から 10 年を超えた消火器は使えないのですか？

A 4 : 点検等で異常が見つからなければ使用できますが、各消火器メーカーでは設計上の耐用年数をそれぞれ定めていますので、その期限を超えている場合は新しい消火器に更新することをお勧めします。

法定点検の義務がある事業所の場合、製造年から 10 年を経過した消火器は耐圧性能点検を行い、以降 3 年ごとに耐圧点検を行う必要があります。

Q 5 : 消火器の廃棄についてはどうすればよいですか？

A 5 : 消火器の廃棄については、廃消火器のリサイクルシステムが始まっています。

引き取り場所や廃棄方法等については、「リサイクル窓口」か、お近くの消防設備業者にお問い合わせください。



消火器リサイクル
窓口 QR コード